

■ 事業内容

新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者を市が認定し、認定事業者の**初期需要創出**及び信頼性向上による**販路開拓を支援**するとともに、当該新商品等を市が随意契約による調達を可能とする制度です。

※必ず購入するわけではありません

—対象となる新商品等—

- ①申請の時点で、販売又は提供開始から5年以内にあること
 - ②既存の商品又は役務とは著しく異なり、優れた使用価値を有していること
 - ③市場性が見込まれる商品又は役務であること
 - ④市の機関において用途が見込まれ、かつ購入実績が少ない商品又は役務であること
 - ⑤関係法令に適合するとともに、特許権等の権利に関する問題が生じない商品又は役務であること
- ※ただし、食品、医薬品、医薬部外品及び化粧品、農薬、工事における工法及び技術は除きます。

■ 認定期間

認定された日から2年後の年度末まで

■ 募集時期

令和6年6月上旬（予定）



詳細はこちらから（堺市HP）

認定商品・サービス

<令和5年度>



「スマリブ」



「学校向けメタバースを活用した
オンライン留学サービス」



「エアリーキャッチ」



「花いろは×堺注染」

<令和4年度>



「金象 Z型パンチャーショベル 角 P柄」



「地球に還る『SDGsバッジ』」



「ゴキすう〜ほん」



「スマポイ™ 玄関先をすっきりさせるダンボール」

調達実績（一例）

認定商品・サービスを市で調達し、様々な場面で使用しています。

【総合防災センター】



【小学校】



※今後の情報は堺市ホームページをチェックしてください。 ▶▶▶



(堺市HP)

事業内容

「堺をスタートアップの実証フィールドへ」をキーワードに、市内外のスタートアップ等が中百舌鳥や泉北エリアをはじめとする本市内において実証事業に取り組みたい新たなビジネスアイデアを広く募集します。

採択企業には、実証フィールドの提供や事業経費の補助などを実施します。

支援内容

- ・市内公共施設、協力企業が有する施設などの実証フィールドの提供
- ・実証事業実施に必要な市内民間事業者とのマッチング
- ・行政課題の提供（堺市の担当部署の紹介等）
- ・実証事業のP R支援 他

補助金額

100万円/件

補助率

1/2以内



詳細はこちらから（堺市HP）

令和6年度 募集テーマ（案）

1. 堺市の社会課題の解決や市民生活の質の向上に資する取組であること。
2. 堺市における産業振興やイノベーション創出に資する取組であること。
3. 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」に資する取組であること。

応募資格

- ・堺市内で革新的なビジネスアイデアの実証事業を行うスタートアップ等であること
- ・実証事業を行う過程や結果として、堺市内の地域課題の解決への寄与や、市内雇用創出等の地域経済効果をもたらす可能性のある事業計画を有すること
- ・提案プロジェクトを自ら実施できる事業者であること（所在地は問いません） 他

募集時期

令和6年5月下旬（予定）

※今後の情報は堺市ホームページ、S-Cubeホームページでご確認ください。



（堺市）



（S-Cube）

令和6年度 堺市都心地域産業拠点強化補助金のご案内

企業（法人・個人事業者）等が、本市の指定する地域（都心地域）へ事業所開設を行う費用の一部を補助します



1 対象業種

大分類	中分類
E 製造業	全ての業種
F 電気・ガス・熱供給・水道業	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成9年法律第37号）第2条に規定する新エネルギー利用等に係る電気業、ガス業、熱供給業
G 情報通信業	全ての業種
H 運輸業、郵便業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、運輸に附帯するサービス業、郵便業
I 卸売業、小売業	卸売業
J 金融業、保険業	銀行業、協同組織金融業、補助的金融業等、保険業
L 学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（その他専門サービス業を除く。）、広告業、技術サービス業（写真業を除く。）
O 教育、学習支援業	学校教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校・中等教育学校、特別支援学校を除く。）及びその他の教育、学習支援業（学習塾、教養・技能教授業及び他に分類されない教育、学習支援業を除く。）
R サービス業（他に分類されないもの）	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業（コールセンター業、警備業等。）

※S-Cube 企業については、業種は問わない。

2 補助対象者・要件等

(1)

- ①都心地域に事業所等を設置する市外企業
- ②市内に本社以外の事業所等を既に設置している市内企業であって、その本社又は本社機能を市外から都心地域に移転する市内企業
- ③都心地域に初めて事業所等を新設する外資系企業及び外国公務の事務所
- ④都心地域に事業所等を拡張する市内企業
- ⑤都心地域に事業所等を新設する創業者

①～⑤のうち、以下を満たしているもの

- 当該事業所等において常時勤務する従業員の合計が5人以上であり、事業所の床面積が50㎡以上の規模であること。
- 国税若しくは市税について、正当な事由なく続けて期限後申告若しくは期限後納付をしていないこと。

※以下の補助金のいずれかを受けた事業所等が都心地域へ移転する場合は、事業所等の面積かつ常時勤務する従業員数の合計が増加を伴うものであること。

- 堺市中百舌鳥地域スタートアップ・ベンチャー等支援補助金
(旧・中百舌鳥地域イノベーションクラスター補助金)
- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金
- 堺市インキュベーション施設入居者補助金

(2) 堺市及びS-Cube等が実施する下記事業に参加する法人、個人

- ・アクセラレーションプログラム「(仮) INNOVATORS BOOTCAMP in SAKAI」
- ・U30 起業家輩出プログラム SIP ・起業家育成キャンパス
- ・スタートアップ実証推進事業「トライアルラウンドテーブル」
- ・社会課題解決型イノベーション創出事業「地域社会未来創出プロジェクト」
- ・堺市またはS-Cubeが主催、共催、後援名義をする創業ビジネスコンテスト
(ファイナリスト以上の成績)

3 補助内容

予算の範囲内で、立地後3年間の賃料の30%を補助(500万円限度)

区分	補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
事業所等を賃借した者	事業所等賃借料 (共益費・敷金・礼金その他これらに類するものを除く。)	30/100 なお、本社機能移転特例 または外資系企業特例 に該当する場合は、各 10/100 を加算すること ができる。	補助期間の全期間合計 で5,000,000円 なお、本社機能移転特例 に該当する場合は、補助 期間の全期間合計で 15,000,000円とする。	補助事業に係る 事業所等における事業開始の ときから起算して 36月間

4 特例制度

下記の①②のいずれかの要件を満たす場合には、補助率に各10%の加算を行います。①の補助限度額は1,500万円、②の補助限度額は500万円。

[①本社機能移転 ②外資系企業]

5 対象地域

- (1) 市之町西1丁から3丁まで、市之町東1丁から6丁まで、戎島町2丁から4丁まで、戎之町西1丁及び2丁、戎之町東1丁及び2丁、大町西1丁から3丁まで、大町東1丁から4丁まで、翁橋町1丁及び2丁、甲斐町西1丁から3丁まで、甲斐町東1丁から6丁まで、北瓦町1丁及び2丁、北花田口町1丁から3丁まで、櫛屋町東1丁及び2丁、熊野町西1丁から3丁まで、栄橋町1丁及び2丁、宿院町西1丁から4丁まで、宿院町東1丁から4丁まで、新町、住吉橋町1丁及び2丁、中瓦町1丁及び2丁、南瓦町、南花田口町1丁及び2丁並びに竜神橋町1丁及び2丁の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する近隣商業地域、同条第10項に規定する商業地域又は同条第11項に規定する準工業地域に該当する区域
- (2) 一条通、大浜北町3丁及び4丁、北安井町、熊野町東1丁から4丁まで、中安井町3丁、三国ヶ丘御幸通及び南向陽町1丁及び2丁の区域のうち、都市計画法第9条第10項に規定する商業地域に該当する区域



※黒い枠線で囲まれた区域（詳細はお問い合わせください。）

6 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

7 申請必要書類

●資格認定申請

賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市都心地域産業拠点強化補助資格認定申請書（様式第 1 号）
- ② 資格確認依頼書（様式第 2 号）
- ③ 計画概要書（様式第 3 号）
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る）
- ⑥ 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る）
- ⑦ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し（個人の場合に限る）
- ⑧ 過去 2 年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立 2 期未満の者は経過年分）
- ⑨ その他市長が必要と認める書類

●補助金交付申請

補助資格の認定を受けた場合、事業所等を開設した日又は補助資格認定日から起算して 30 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市都心地域産業拠点強化補助金交付申請書（様式第 7 号）
- ② 収支予算書（様式第 8 号）
- ③ 堺市都心地域産業拠点強化補助資格認定通知書（様式第 4 号）の写し
- ④ 法人設立・設置申告書又はこれに類する書類の写し（個人事業主の場合、所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書の写し又はこれに類する書類の写し）
- ⑤ 従業者数が確認できる書類（雇用保険資格取得等確認通知書の写し等）
- ⑥ 直近の確定申告書（控え）の写し（確定申告が必要なものに限る）
- ⑦ 直近の事業に係る本市の法人の市民税（本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税）を完納したことを証する書類（納付日が確認できること）の写し又は非課税であることを証する書類の写しその他市長が必要と認める書類

補助金の申請書の配布、申請先は以下の通りです。
また補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 (TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816)

Mail: itosoku@city.sakai.lg.jp

令和6年度 堺市泉ヶ丘地域次世代 ヘルスケアビジネス集積促進補助金のご案内



堺市では、泉ヶ丘駅周辺区域のうち、本市の指定する地域において、次世代ヘルスケアビジネスを行う企業（法人、有限責任事業組合）が事業所等の開設を行う場合、対象経費の一部を補助いたします。

1 対象者

事業所等を開設する者のうち、次の全ての要件に該当する者

- ①床面積の合計が50平方メートル以上の事業所等を新たに賃借した企業
- ②常時勤務する従業員の合計が5名以上である企業
- ③当該事業所等にて、以下のいずれかの事業を実施する企業
 - ㊦医薬品、医療機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊧介護機器、福祉機器及びこれらに関連する製品又はサービスを提供する事業
 - ㊨健康の保持及び増進を図るための製品又はサービスを提供する事業

※上記のうち、商業施設（遊戯施設、飲食店、物品販売、個人向けサービス等の集客を行う施設）
病院、福祉施設その他これらに類する事業は除きます。

2 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 補助対象経費・補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金その他これらに類するものを除く。）	補助対象経費×30%	5,000,000円	補助事業に係る事業所等における事業開始をしたときから起算して36月間

4 特例制度

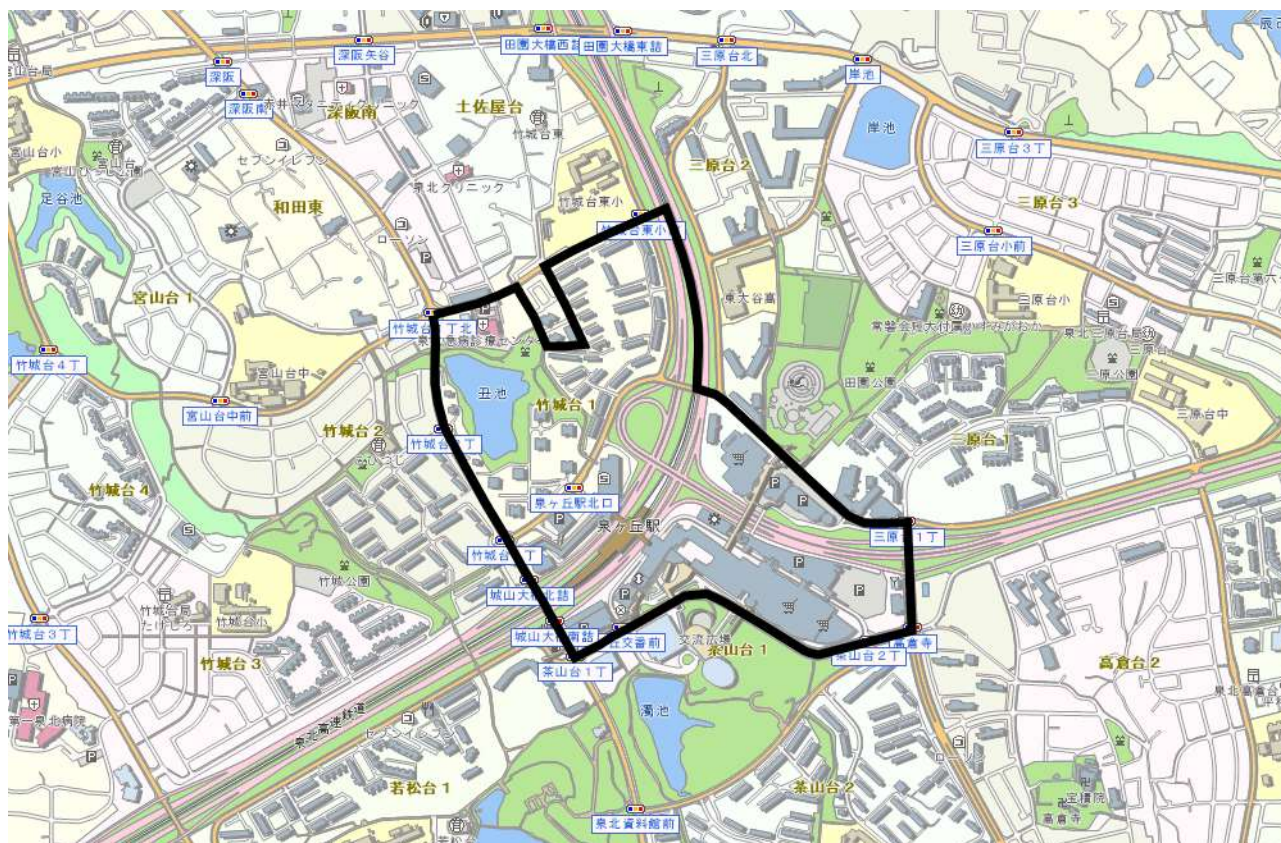
下記の①②のいずれかに該当する場合には、補助率に各10%の加算を行います。

①の補助限度額は1,500万円、②の補助限度額は500万円。

〔①本社機能移転 ②外資系企業〕

5 対象地域

竹城台1丁、茶山台1丁（堺市道茶山台30号線以北の区域に限る。）及び三原台1丁のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第9項に規定する商業地域に該当する区域。



※黒い枠線で囲まれた区域（詳細はお問合せください。）

6 申請必要書類

●資格認定申請

賃貸借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助資格認定申請書(様式第 1 号)
- ② 資格確認依頼書 (様式第 2 号)
- ③ 計画概要書(様式第 3 号)
- ④ 賃貸借契約書の写し
- ⑤ 定款の写し
- ⑥ 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し
- ⑦ 過去 2 年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し (設立 2 期末満の者は経過年分)
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

●補助金交付申請

補助資格の認定を受けた場合、事業所等を開設した日又は補助資格認定日から起算して 30 日以内に以下の書類を提出

- ① 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金交付申請書 (様式第 7 号)
- ② 収支予算書 (様式第 8 号)
- ③ 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助資格認定通知書 (様式第 4 号) の写し
- ④ 法人設立・設置申告書又はこれに類する書類の写し
- ⑤ 従業者数が確認できる書類 (雇用保険資格取得等確認通知書の写し等)
- ⑥ 直近の確定申告書 (控え) の写し (有限責任事業組合を除く。)
- ⑦ 直近の事業に係る本市の法人の市民税 (本市の法人の市民税の課税がない場合は法人税) を完納したことを証する書類 (納付日が確認できること。) の写し又は非課税であることを証する書類の写し
- ⑧ その他市長が必要と認める書類

補助金の申請書の配布、申請先は以下のとおりです。

補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部イノベーション投資促進室

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 7 階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: itosoku@city.sakai.lg.jp

令和6年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (賃料補助制度)



堺市では、中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等の定着を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、本市の指定する地域に立地するオフィスビル等へのICT関連企業やスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等が事業所等の開設を行う場合、対象経費の一部を補助します。

1 対象者

事業所等を新たに賃借し、外部からの資金調達又は雇用があるもののうち、(1)または(2)を満たすもの

(1)堺市及び S-Cube 等が実施する下記事業に参加する法人、個人

- ・アクセラレーションプログラム「(仮) INNOVATORS BOOTCAMP in SAKAI」
- ・U30 起業家輩出プログラム SIP ・起業家育成キャンパス
- ・スタートアップ実証推進事業「トライアルラウンドテーブル」
- ・社会的インパクト創出につながるアクセラレーション事業
- ・堺市または S-Cube が主催、共催、後援名義をする創業ビジネスコンテスト（ファイナリスト以上の成績）

(2)事業所等を開設する企業等のうち、当該事業所等で行う事業が以下のいずれかに該当する企業等

- ① ICT 関連企業
- ② 株式会社さかい新事業創造センターに入居している、又は入居していた企業、個人
- ③ 法人設立後 10 年以内であり、3 期前から売上高が 1,000 万円を超えているスタートアップ企業
- ④ 大学の教官、研究員の研究成果を技術シーズとして事業化を行う企業

なお、以下(a)(b)の補助金を受けた事業所等が当該地域へ移転する場合は、拡張（事業所等の床面積の増加かつ常時勤務する従業者数の増加）を伴うものを対象とします。

(a)堺市都心地域産業拠点強化補助金 (b)堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金

(c)堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

2 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曽根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以東の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域
(詳細はお問合せください。)

4 補助対象経費・補助内容等

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金、消費税等を除く。）	補助対象経費×30%	500万円	事業所等開設から起算して36月間

※30歳未満の個人、30歳未満の方が代表を務める企業は、「補助対象経費×50%」とします。

※上記に関わらず、以下の補助金のいずれかを受けた者の補助率は「補助対象経費×30%」で、複数回受けた者は対象外とします。

- 堺市都心地域産業拠点強化補助金（都心地域業務系機能集積促進事業補助金）
- 堺市泉ヶ丘地域次世代ヘルスケアビジネス集積促進補助金（泉北ニュータウン事業所集積促進事業補助金）
- 堺市インキュベーション施設入居者支援補助金

5 補助金資格認定申請必要書類

認定申請期日	添付書類
貸借借契約を締結した日の翌日から起算して 60 日以内	(ア) 補助資格認定申請書（様式第 1 号） (イ) 資格確認依頼書（様式第 2 号） (ウ) 計画概要書（様式第 3 号） (エ) 賃貸借契約書の写し (オ) 定款の写し (カ) 発行後 1 カ月以内の履歴事項全部証明書の写し (キ) 過去 2 年分（1(2)イ③に該当する者は過去 3 年分）の決算報告書 又はこれに類する書類の写し（設立 2 期末満の者は経過年分） (ク) 資金調達、または雇用を確認する書類 (ケ) （個人の場合）開業・廃業等届出書の写し (コ) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号 高層館 7 階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: itosoku@city.sakai.lg.jp

令和6年度 堺市中百舌鳥地域 スタートアップ・ベンチャー等支援補助金 (フレキシブルオフィス・スモールオフィスの整備)



堺市では、中百舌鳥駅周辺区域のうち、本市の指定する地域に、スタートアップ企業等のビジネス活動のためのフレキシブルオフィス（コワーキングスペース、シェアオフィススペース、モバイルワークオフィススペース及びサービスオフィススペース等の一時使用賃借またはサービス利用の形態のオフィス）やスモールオフィス(床面積が50㎡未満のオフィスで個別空調が整備されたもの)の開設を支援します。中百舌鳥地域におけるスタートアップ・ベンチャー企業、中小企業等を支援し、雇用の創出及びイノベーション創出を図ることを目的として、対象経費の一部を補助いたします。

1 対象者

- (1) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備し、当該フレキシブルオフィスを運営する者
- (2) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のフレキシブルオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者
- (3) 対象地域内に賃貸オフィス等の用に供する建物を賃借し、2区画以上のスモールオフィスに整備することで、賃貸オフィス等としての魅力を高め、サブリースにより供給する者
- (4) 対象地域内に補助対象部分の床面積の合計が50平方メートル以上のスモールオフィスの用に供する建物を取得(※)により整備する者

※ **取得**とは、新設、増設、建替え又は購入により調達することをいいます。

2 募集期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※募集期間内であっても補助金の予算額に達し次第、受付を終了します。

3 対象となる地域

白鷺町1丁、新家町（堺市道新家深井線以西の対象区域に限る。）、長曾根町（大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）、金岡町（大阪府道2号大阪中央環状線以南、大阪府道192号我堂金岡線以西、大阪府道35号堺富田林線の以北を全て満たす対象区域及び大阪府道35号堺富田林線の以南の対象区域に限る。）、中百舌鳥町、百舌鳥梅町、学園町、百舌鳥梅北町3丁、4丁及び5丁、百舌鳥赤畑町5丁、向陵東町2丁及び3丁、並びに黒土町（大阪府道28号大阪高石線以东の対象区域のうち、大阪府道2号大阪中央環状線以南の対象区域に限る。）のうち、同法第9条第3項に規定する第一種中高層住居専用地域、同法第9条第4項に規定する第二種中高層住居専用地域、同法第9条第5項に規定する第一種住居地域、同法第9条第6項に規定する第二種住居地域、同法第9条第9項に規定する近隣商業地域、同法第9条第10項に規定する商業地域又は同法第9条第11項に規定する準工業地域

※上記における「対象区域」とは、対象となる道路に接する25メートルの幅の帯状の区域をいいます。



※太い線で囲まれた区域
(詳細はお問合せください。)

4 事業の継続義務

補助金の交付を受けた後、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスでの事業を開始した日から10年を経過する日まで、フレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスの用に供する床面積を維持していただく必要があります。

(継続義務期間内にフレキシブルオフィス若しくはスモールオフィスを廃止し、又は別の用途で使用する目的で改築などを行い、明らかに補助対象部分の床面積が縮小していると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消します。また、取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を求める場合があります。)

5 補助対象経費・補助内容等

・1 (1) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を賃借により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
事業所等賃借料（共益費・敷金・礼金等を除く。）	補助対象経費×30%	1,000万円	事業開始の時から起算して36月間
新たに開設するフレキシブルオフィスに必要な建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%		開設時1回限り

・1 (2) に該当する方（フレキシブルオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
フレキシブルオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

・1 (3) に該当する方（賃貸オフィス等の建物を賃借し、5区画以上のスモールオフィスに整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

・1 (4) に該当する方（スモールオフィスの用に供する建物を取得により整備）

補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間等
スモールオフィスを整備するために要する経費のうち、建物の取得（新設、増設又は建替えによる取得に限る。）、建物附属設備の取得、構築物の取得及び機械装置等の取得、備品等の取得に係る費用、建物改修費（設備等で建物と不可分なものに限る。）	補助対象経費×30%	1,000万円	開設時1回限り

※土地の測量、造成、取得等に係る経費、公租公課、消費税及び地方消費税は除く。

6 補助金資格認定申請必要書類

区分	認定申請期日	添付書類
1 (1) 又は 1 (3) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを賃 借により整備する 者）	賃貸借契約を締 結した日の翌日 から起算して6 0日以内	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 賃貸借契約書の写し (6) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (7) 建物の平面図及び配置図 (8) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (9) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (10) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2 期末満の者は経過年分） (11) その他市長が必要と認める書類
1 (2) 又は 1 (4) に該当 する者（フレキシ ブルオフィス又はス モールオフィスを取 得により整備する 者）	建築基準法 （昭和25年 法律第201 号）第6条第 1項に規定する 建築確認済証 の交付の日、又 は当該建築の取 得に係る契約締 結日	(1) 補助資格認定申請書（様式第1号） (2) 資格確認依頼書（様式第2号） (3) 計画概要書（様式第3号） (4) 設置概要書（様式第4号） (5) 整備に要する補助対象経費に係る見積書の写し又は予定額を確認 できる書類 (6) 建物の平面図及び配置図 (7) 定款の写し（法人及び有限責任事業組合の場合に限る。） (8) 発行後1か月以内の履歴事項全部証明書の写し（個人の場合は 個人事業の開業・廃業等届出書の写し） (9) 過去2年分の決算報告書又はこれに類する書類の写し（設立2期 未満の者は経過年分） (10) その他市長が必要と認める書類

補助金の詳細については、堺市ホームページをご覧ください。

補助金に関するお問合せは以下のとおりです。補助金の申請に当たっては、事前にご相談ください。



堺市産業振興局産業戦略部 中百舌鳥イノベーション創出拠点担当

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL: 072-228-7629 FAX: 072-228-8816 MAIL: itosoku@city.sakai.lg.jp

■ 事業内容

「イノベーションを絶え間なく生み出し続ける中百舌鳥エリアへ」

地域・社会の課題解決や継続的なイノベーション創出をめざし、コミュニティアプリ「Tailor Works」上に開設したオンラインコミュニティです。

多様な世代・業種の複合的な交流とビジネス創出の機会と場を提供します。

企業・スタートアップ・第二創業者・学生・支援機関・地域のステークホルダーなど、イノベーション創出や社会課題解決に前向きな方であれば基本的にどなたでも参加いただけます。



■ 「Tailor Works」について

株式会社テイラーワークスが提供する「Tailor Works」は、ユーザー間の課題解決やコラボレーションを促進するコミュニティアプリ。社会課題解決や共創プラットフォームなど、課題解決をテーマにしたエコシステムとコミュニティの創出に適しており自治体などで導入が進んでいる。

■ サービス

アプリ内の機能を使って交流が可能。堺市が事務局となりイベント開催やサポートも行います。

つながる共創・協業の場

新しい取り組みやビジネス、地域の課題などについて普段感じていることやお悩み、情報など、気軽に投稿・交流できます。

お悩み・解決策のシェア

「**トーク機能**」や「**相談機能**」を使い悩みの共有や解決策のシェア、また誰かの課題に対し解決策を提示することもできます。

イベント開催

自主イベントの開催や、堺市・S-Cubeなどが主催するイベントをコミュニティ内でも展開します。

情報提供

「**マガジン機能**」を使い、事業に役立つ情報や堺市の事業、企業の取組や共創・協業事例などをお届けします。

参加方法

- ①「テイラーワークス」アプリをダウンロードしてアカウント登録
- ②「堺・中百舌鳥イノベーションBASE」へ参加申請してください



皆様のご参加お待ちしております！